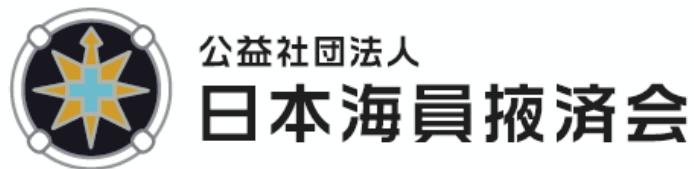


令和3年度

令和 3年4月 1日から
令和 4年3月31日まで

事業報告書



令和3年度事業報告

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

事業の概要

本会は、掖済（導き、助ける）の精神に基づき、船員に対する医療にかかる援護事業を行うとともに、社会福祉の増進を図るため、生活保護患者への医療支援及び生計困難者に対する診療費の減免等を行うことを目的として設立された法人である。

また、これらの事業を継続的に実施するための不可欠な基盤として、医療、介護の充実に取り組んでいる。

令和3年度もこのような法人設立の精神に基づき、次の事業を実施した。

特に、令和3年度も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が全世界的に蔓延し、我が国においても緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなど未曾有の事態となったため、本会としてもこれに適切に対応した。

I. 公益目的事業

1. 新型コロナウイルス感染症に関する本会の対応

本会の根幹となる医療・介護事業では、令和2年1月以降に拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、令和3年度は同感染者の受入れ施設を拡充し、引き続き感染者・回復者の受入れを行うとともに、PCR検査・抗原検査等による同感染症の陽性・陰性の判別等を行ったほか、行政の要請を受け、医療従事者向け、高齢者向けに続き、基礎疾患を有する者向け・一般向けのワクチン接種を行った。

また、院内感染を防止するためゾーニング（発熱患者の待機場所の隔離・動線の区分等）やアクリル板の設置等感染防止対策を行ったほか、地域医療施設等へ医師、看護師を派遣し、地域の同感染症患者への医療に協力した。

これに加え、船員への同感染症に対する対応として各病院・診療所において、令和2年から引き続き、外航船員等に対するPCR検査及び抗原検査等を実施し、令和3年度は船員に対するワクチン接種の円滑化を図るため、船員に対するワクチン接種を行った。

2. 船員支援事業

船員は、洋上にあって船舶という限定された小社会で働き、且つ、生活するといった特殊な労働環境にある。船舶で傷病が発生した場合、直ちに医療機関による医療が受けられず、場合によっては重大な海難事故につながる恐れもある。このため、船員の日常的な健康管理から海上における医療支援まで切れ目のない支援を引き続き行った。

また、このような切れ目のない支援を行うため、本会の各病院において365日24時間の支援体制を維持するなど適切に対応した。本年度の支援の概要は次の通りである。

乗船前健康診断	2,099人
船員に対する保健指導等	1,857人

※水先人に対する身体検査への協力を含む

無線通信医療相談 129 回

衛生管理者講習等 延 65 日

3. 社会福祉事業

掖済の精神に基づき、生活保護患者への医療及び自立支援並びに生計困難者に対する診療費の減免等を引き続き行った。

本年度の実績は、延べ 95,549 人である。

4. 地域住民の健康の保持及び増進に寄与する医療を提供する事業

上記 1、2、3 を継続的に実施するための不可欠な基盤として、全国の主要港等に設置する各病院及び診療所において、船員に限らず地域住民への診療等を行った。

本年度の実績は、入院患者数は延べ 423,157 人で対前年度比 2.4% 増、外来患者数は延べ 696,413 人で対前年度比 3.0% 増であった。

5. 地域住民の疾病・傷害からの機能回復、社会復帰の促進を支援する介護を提供する事業

介護老人保健施設の入所は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、引き続き低水準での運営で、延べ 55,348 人で対前年度比 5.1% 減、通所は延べ 7,888 人で対前年度比 2.2% 増であった。

II. 収益事業

患者・施設利用者等の利便を図るため、駐車場の提供を行うとともに、物品の販売や食事提供、院外薬局の運営などに携わる外部事業者へ施設の土地や建物の一部区画の貸与等を行った。

また、本部においては本部ビル等の貸室の賃貸等を行った。

令和3年度は、従前の事業に加え、令和2年1月以降に全世界へ蔓延した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、我が国においても緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなど未曾有の事態となつたため、本会としてもこれに適切に対応した。

新型コロナウイルス感染症に関する対応を含め、次の事業を実施した。

I. 公益目的事業

1. 新型コロナウイルス感染症に関する本会の対応

本会の根幹となる医療・介護事業では、令和2年1月以降に拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、令和3年度は同感染者の受入れ施設を拡充し、引き続き感染者・回復者の受入れを行うとともに、PCR検査・抗原検査等による同感染症の陽性・陰性の判別等を行つた。

具体的には、以下の対応を行つた。

（1）新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ

令和2年度に引き続き、行政とも連携し、小樽掖済会病院、横浜掖済会病院、名古屋掖済会病院、大阪掖済会病院、神戸掖済会病院、門司掖済会病院及び長崎掖済会病院において、新型コロナウイルス感染患者専用病床を確保し、感染者の受入れを行つたほか、これら病院の一部及び他の施設では、回復者の受入れも行つた。

（2）PCR検査・抗原検査等の実施

令和2年度に引き続き、発熱外来を運営するとともに、行政の求めに応じ、PCR検査・抗原検査等による新型コロナウイルス感染症の陽性・陰性の判別を行つた。

なお、両検査を合わせた検査実績は26,702件であった。

（3）ワクチン接種の実施

行政の要請を受け、医療従事者向け、高齢者向けに続き、基礎疾患有する者、一般向けにワクチン接種を行つた。

なお、ワクチン接種実績は68,353件であった。

(4) 院内感染防止対策

院内感染を防止するため、(2)の検査の実施に加え、令和3年度も引き続き発熱患者の待機場所の隔離・動線の区分等のゾーニング、受付・診療の際の飛沫防止のためのアクリル板等の設置・オンラインでの診療等を行った。

また、介護老人保健施設でも引き続き、入所者と家族とのオンライン面会等の実施による感染防止対策を行った。

(5) 地域医療施設等への医師、看護師の派遣

令和2年度に引き続き、名古屋掖済会病院では、愛知県が設置した医療体制緊急確保チーム、横浜掖済会病院では神奈川県対策本部転院搬送調整班に医師を派遣するなど、地域の新型コロナウイルス対策に協力した。

このほか、一部の病院でも地元自治体が設立した新型コロナウイルス感染症専門施設等への職員の派遣を行った。

(6) 船員に対するワクチン接種等について

令和3年9月に国土交通省より、関係自治体に加え、本会へ船員に対するワクチン接種の協力依頼があったことから、予約窓口の設置や一部病院では船員向けの接種日を設けるなど、船員に対するワクチン接種を行った。

なお、船員に対するワクチン接種実績は406件であった。

また、国土交通省及び一般社団法人日本船主協会から要請を受け、外航船員の安全を確保するため、同協会に所属する企業の外航船員等に対し、令和2年度に引き続き各病院・診療所において、乗船前のP C R検査等を実施した。

2. 船員支援事業

海洋を航行する船舶で働く船員は、危険な場所での労働・職住一致生活など、極めて特殊な労働環境にある。船舶で傷病が発生した場合は、直ちに医療機関によって医療が受けられず、場合によっては重大な海難事故につながる恐れもある。このため、本会の各病院において、船員の日常的な健康管理から海上における医療支援まで切れ目のない支援を引き続き行った。

また、このような切れ目のない支援を行うため、本会の各病院において、特に以下（4）（5）に対応して365日24時間の支援体制を維持するなど適切に対応した。

（1）健康証明書発行

本会の医師は、全員が指定医（船員法施行規則第57条第2号に基づく国土交通大臣及び運輸局長の指定）とされており、乗船前健康診断を迅速に行った。

なお、令和3年度末の指定医の人数は331人であり、船員法83条に基づく健康証明の取扱い人数は2,099人であった。

（2）船員に対する保健指導等

（1）に加え、船員は海上労働の特殊性からその健康管理には特別の配慮を行う必要があることから、生活習慣病予防健診や各種資格に係る身体検査の証明等を行った。

なお、本年度の実績は次のとおりである。

	船員保険生活習慣 病予防健診	海技資格免状の 取得又は更新の 際の健康証明	その他検査
取扱い人数	1,079人	376人	112人

そのほか、海の月間及び船員労働安全衛生月間を始めとして、健康相談、予防接種、船内保健衛生指導及び訪船診療を行った。

また、上記月間等を利用して船内衛生に関する講演会等を開催し、船内衛生の向上に協力した。

		令和2年度	令和3年度	増減率
海の月間 船員労働安全 衛月間	取扱延人数	7人	7人	0.0%
		79人	4人	△94.9%

なお、本年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、取扱い人数は減少した。

また、海事関係新聞紙上に健康に関する記事の掲載を年12回行い、これを健康講座として発行した。

(3) 船舶衛生管理者講習、同再講習

① 船舶衛生管理者講習

医師が乗船していない船舶における医療や船内の衛生管理を行う船舶衛生管理者（国家資格者）を養成するため、本会の病院において、船舶衛生管理者講習（船員災害防止協会が実施主体）の講義・実習等を行った。本年の実績は次のとおりである。



船舶衛生管理者登録講習（旧船舶衛生管理者講習（A））

一般の大学等を卒業した資格認定希望者が対象

施設	延日数	受講者数	実施月
名古屋掖済会病院	18日	23人	7月

なお、例年5月にも名古屋掖済会病院で実施していた同講習は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

船舶衛生管理者講習（B）

商船系大学等で一定の科目を履修した者及び卒業生が対象

施設	延日数	受講者数	実施月
横浜掖済会病院	8日	10人	11月～12月
神戸掖済会病院	8日	16人	11月～12月

船舶衛生管理者講習（C）

水産系高校本科で一定の科目を履修した卒業生が対象

施設	延日数	受講者数	実施月
横浜掖済会病院	9日	7人	3月

なお、水産系高校からの要請により、船舶衛生管理者講習（C）の受講の前提となる履修科目の講義を行った。本年の実績は次のとおりである。

水産系高校が実施する船舶衛生管理者講習（C）の受講の前提となる講義

施設	延日数	受講者数	実施月
小樽掖済会病院	22日	10人	6月～2月

② 船舶衛生管理者再講習

特定船舶に乗込む衛生管理者に対し5年ごとに受講を義務付けられている講習（一般社団法人外航船員医療事業団が実施主体）で、名古屋掖済会病院で2月から3月に実施を予定していたが、本年度の講習は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。

（4）無線通信医療相談

本会の病院は昭和13年に逓信省から指定を受け、以後、航海中の船舶乗組員等に傷病者が発生した場合の無線通信による無料医療相談に対し適切な助言を行ってきており、昼夜を問わず対応できる体制を整えるほか、本年度も引き続き適切な助言を迅速に行なった。

無線通信医療相談の本年度の実績は次のとおりであり、通信応答数は対前年度比21.8%減であった。

		令和2年度	令和3年度	増減率
日本船	船舶数	74隻	61隻	△17.6%
	通信応答数	161回	127回	△21.1%
外国船	船舶数	2隻	1隻	△50.0%
	通信応答数	4回	2回	△50.0%
計	船舶数	76隻	62隻	△18.4%
	通信応答数	165回	129回	△21.8%

（5）洋上救急

海上保安庁又は公益社団法人日本水難救済会等からの洋上救急往診の要請に対し、昼夜を問わず対応できる体制を常に整えた。

また、12月7日に小倉南区苅田港沖にて、門司掖済会病院の医師2名、看護師2名の計4名が、1月11日には中部空港海上保安航空基地内にて名古屋掖済会病院の医師2名、看護師1名、事務員1名が洋上救急慣熟訓練に参加し、即応体制の維持に努めた。



(6) 船内備置き法定図書の販売

船舶備置き法定図書として本会が発行している「日本船舶医療便覧」、「小型船医療便覧」及び「国際信号書」を販売した。



図書名	備置きを必要とする船舶	販売数
国土交通省監修 日本船舶医療便覧	沿海区域以上を航行区域とする船舶及び命令で定められた漁船で、甲・乙種衛生用品を備えるもの	138冊
国土交通省監修 小型船医療便覧	丙・丁種衛生用品を備える船舶及び漁船	384冊
海上保安庁監修 和英対訳国際信号書 (解説書付)	総トン数100トン以上で、沿海区域以上を航行区域とする船舶及び第2種・第3種漁船	323冊

(7) 水先人試験への協力、海技資格協力センターへの医師・看護師等の派遣

国土交通大臣が定める医師を定める告示に基づき、水先人試験に伴う身体検査の実施に協力した。なお、本年度の取扱い人数は290人であった。

また、小型船舶操縦者免許証の更新講習等を実施している講習機関の講師資格取得研修を実施する公益財団法人海技資格協力センターに対し、令和3年11月19日に門司掖済会病院が医師1名、技師1名、令和3年11月30日に横浜掖済会病院が身体検査の研修講師として医師1名を派遣した。

(8) 育英奨学金の貸付

船員の養成に協力するため、海上技術学校及び海上技術短期大学校の学資支弁困難な生徒を対象に無利息で奨学金の貸付けを行った。

本年度における貸付者数は、次のとおりである。

学校名	令和2年度	令和3年度	増減
小樽海上技術学校	3人	7人	+4人
宮古海上技術短期大学	7人	4人	△3人
館山海上技術学校	4人	2人	△2人
波方海上技術短期大学	6人	9人	+3人
清水海上技術短期大学	2人	2人	0人
唐津海上技術学校	8人	3人	△5人
口之津海上技術学校	13人	12人	△1人
計	43人	39人	△4人

3. 社会福祉事業

掖済（導き、助ける）の精神に基づき、生活保護者、生計困難者等に対し支援を行った。

（1）生活保護患者への医療及び自立支援並びに生計困難者に対する診療費の免除又は減額並びに各種相談への対応

病院・診療所にソーシャルワーカー等を配置し、生活保護法の適用を受けている者の診療・援護を積極的に進めるとともに、公的援護の対象外にある生計困難者の診療費の免除又は減額の措置を講じたほか、各種の相談に応じた。

本年度の免除又は減額の実績は次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	増減率
延人数	88,020人	89,103人	+1.2%

（2）生活保護者の取扱い及び生計困難者に対する施設使用料の免除又は減額並びに各種相談への対応

介護老人保健施設に支援相談員を配置し、生活保護法の適用を受けている者の施設利用を積極的に進めるとともに、公的援護の対象外にある生計困難者の施設使用料の免除又は減額の措置を講じたほか、両者に対する公的援護の受給手続き等各種の相談に応じた。

本年度の免除又は減額の実績は次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	増減率
延人数	5,258人	6,446人	+22.6%

（3）無料巡回診療等

老人福祉施設等を対象に診療班を派遣して無料診療及び健康相談を行った。

また、名古屋掖済会病院が、歯科医師会の要請により、特別養護老人ホーム、社会福祉法人障害者施設を対象に歯科医師を派遣し、無料歯科検診へ協力した。

本年度の実績は次のとおりである。

		令和2年度	令和3年度	増減率
無料巡回診療	回数	38回	21回	△44.7%
	取扱人数	1,750人	1,701人	△2.8%
歯科医師派遣	回数	46回	52回	+13.0%
	取扱人数	275人	327人	+18.9%

4. 地域住民の健康の保持及び増進に寄与する医療を提供する事業

上記1、2、3を継続的に実施するための不可欠な基盤として、全国の主要港等に設置する各病院及び診療所において、船員に限らず地域住民への診療及び健康診断等の予防医療を行った。

これらを実施するに当たり、国の医療政策の変化に対し各地域の医療ニーズに沿った事業展開を進めた。



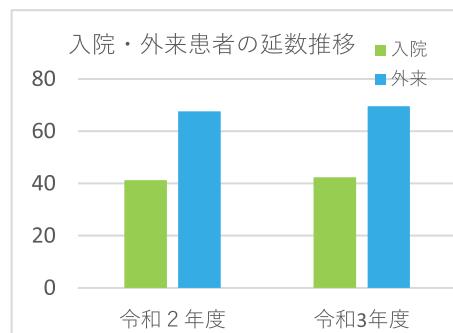
(1) 地域医療への貢献

① 診療患者取扱い

本年度に病院及び診療所において取り扱った入院患者延人員は対前年度比2.4%増加し、外来患者延人員は対前年度比で3.0%増加となった。

病床利用率は4.6ポイント増加の71.4%となった。

平均在院日数（障害者病棟、地域包括ケア病床を除く。）は対前年度比で0.3日伸び、13日となった。



		令和2年度	令和3年度	増減率
入院患者	実人員	42,787人	44,347人	+3.6%
	延人員	413,062人	423,157人	+2.4%
外来患者	実人員	439,994人	455,078人	+3.4%
	延人員	676,288人	696,413人	+3.0%
計	実人員	482,781人	499,425人	+3.4%
	延人員	1,089,350人	1,119,570人	+2.8%

（詳細については別紙1を参照）

② 地域包括ケア病棟等

横浜掖済会病院、名古屋掖済会病院、神戸掖済会病院、門司掖済会病院及び長崎掖済会病院が、地域包括ケア病棟等において、急性期治療を終了した患者等に対し、在宅復帰に向けて医療管理、リハビリテーションなどの診療を行った。

本年度の実績は次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	増減率
取扱人数	48,902人	53,322人	+9.0%

③ 障害者の福祉に関する事業

宮城利府掖済会病院は、障害者病棟を含め、障害者自立支援法に基づく育成医療及び更生医療機関としてその診療を行った。障害者病棟(50床)の本年度の実績は次のとおりであり、合計の延人員は対前年度比9.0%増であった。

	令和2年度	令和3年度	増減率
取扱人数	13,437人	14,646人	+9.0%

(2) 地域住民に対する保健指導及び疾病予防

新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、状況を確認しながら出来る限り地域住民に対する健康に関する講演会を随時開催し、医療知識の啓蒙を図った。

また、健康診断や健康相談を行うなど、高齢化の進展に伴い、がんや生活習慣病等及び近年流行の兆しがみえる各種感染症の早期発見と予防に努めた。

(3) 救急体制の維持

事故又は災害による救急患者の救護を行った。

本年度の実績は次のとおりであり、救急患者延数は対前年度比14.8%増加した。

	令和2年度	令和3年度	増減率
救急患者数	救急車受入台数	23,274人	25,281人
	自家用車等	32,026人	38,182人
計	55,300人	63,463人	+14.8%

また、傷病者が出る恐れのある各種行事の際には、最寄りの病院から救護班を派遣して救護に務めた。本年度の実績は次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	増減率
救護班派遣回数	57回	61回	+7.0%

(4) 人材育成

① 医師及び歯科医師の臨床研修

名古屋掖済会病院は医師及び歯科医師の臨床研修を行う施設として、小樽掖済会病院、宮城利府掖済会病院、横浜掖済会病院、大阪掖済会病院、神戸掖済会病院、長崎掖済会病院は医師の臨床研修を行う施設として、門司掖済会病院は歯科医師の臨床研修を行う施設としてそれぞれ厚生労働省の指定を受けており、臨床研修を通じて医療の向上に寄与した。



本年度の実績は、次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度
研修医師	34人	49人
研修歯科医師	1人	1人

② 看護師等の養成

えきさい看護専門学校において看護師の養成を行った。

	令和2年度	令和3年度
養成看護師数	121人	122人

また、施設においては、地区医師会、看護学校等からの委託を受けて、生徒の実習養成に協力した。本年度における実績は、次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度
小樽掖済会病院	8人	25人
名古屋掖済会病院	426人	424人
神戸掖済会病院	127人	146人
門司掖済会病院	-	10人
介護老人保健施設えきさい大阪	-	59人
計	561人	664人

この他、外部からの委託を受けて、医師54名、薬剤師13名、技師40名、技士309名及び鍼灸士等20名の実習養成に協力した。

(5) 訪問看護事業

在宅医療の充実を図るため、令和3年12月に長崎掖済会病院が従来行っていた訪問看護事業に替え、新たに訪問看護ステーションえきさいを開設し、定期的な病状の観察、医師の指示による医療行為のほか、食事服薬指導、家庭でのリハビリテーション、在宅移行支援等を行った。

なお、本年度の実績は次のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	増減率
取扱延人数	922人	1,192人	+29.3%

(6) 医学的研究

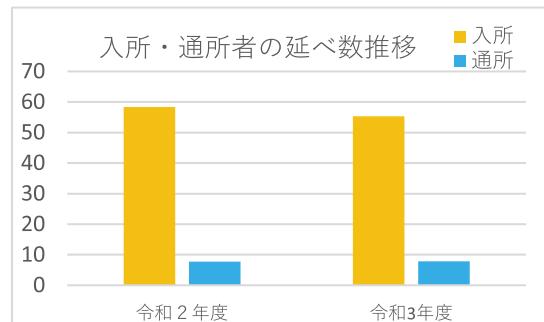
病院において、疾病に関する各種の研究を行い、学会等に発表し、医学の進歩に寄与した。（詳細については別紙2を参照）

5. 地域住民の疾病・傷害からの機能回復、社会復帰の促進を支援する介護を提供する事業

介護老人保健施設において、看護・医学的管理の下における介護、リハビリテーションを中心にレクリエーションや日常生活のサービスを提供し、在宅復帰を支援するほか、デイサービスを行った。

(1) 介護老人保健施設の運営

本年度の実績は次のとおりであり、合計の延人員は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け引き続き低水準での運営で、対前年度比4.3%減となった。



		令和2年度	令和3年度	増減率
入所者	実人員	2,140人	2,024人	△5.4%
	延人員	58,352人	55,348人	△5.1%
通所者	実人員	945人	951人	+0.6%
	延人員	7,715人	7,888人	+2.2%
計	実人員	3,085人	2,975人	△3.6%
	延人員	66,067人	63,236人	△4.3%

(詳細については別紙1を参照)

(2) 居宅介護支援事業所

4. 地域住民の健康の保持及び増進に寄与する医療を提供する事業（5）訪問看護事業の開設に合わせ、令和3年12月に長崎掖済会病院が居宅介護支援事業所えきさいを開設し、居宅介護サービス等が適切に利用できるようにケアプランを作成し、各サービスの調整や老人ホーム等の利用調整を行った。

なお、令和3年度の取扱延人数は192名であった。

6. その他の事業

施設の整備拡充

令和3年度の病院・診療所・介護老人保健施設、看護専門学校の増改築工事等及び医療機器・一般備品等に関する整備拡充については、別紙3のとおり。